

# デリバティブの会計的認識に関する一考察

庄 司 樹 古

(受付 1999年10月12日)

## 目 次

1. はじめに
2. デリバティブの定義と種類
3. 収益費用アプローチにおけるデリバティブの認識
  - 3.1. 「実現」および「対応」概念に基づく認識プロセス
  - 3.2. 収益費用アプローチにおけるオフバランスの過程
4. 資産負債アプローチにおけるデリバティブの認識
  - 4.1. 各種認識規準に基づく認識プロセス
  - 4.2. 資産負債アプローチにおけるオンバランスの過程
5. 結びに代えて

### 1. は じ め に

1998年8月、ロシア通貨危機の波紋は、全世界の金融市場に多大な影響を及ぼし、多くの先進諸国通貨は、大幅な変動をみせた。ロシア政府が、ルーブルの切り下げ、対外債務の支払猶予（モラトリアム）を宣言したことで、通貨不安が世界的レベルにまで波及したのである。その中で、アメリカの大手ヘッジファンドであるロングターム・キャピタル・マネジメントが、巨額損失を抱え、全世界に、新たな金融不安の発生源が存在することを露見させた。

ヘッジファンドとは、先物、スワップ、オプションなどのデリバティブを積極的に運用し、高利益を追求する投資基金であり、近年、世界の金融市場を荒らし回る悪役として、しばしば非難され、防衛手段が、各国通貨当局によって論じられてきた。

しかし、この度のロングターム・キャピタル・マネジメントの巨額損失

事件では、ニューヨーク連邦準備銀行が仲介し、欧米の金融機関が資本注入することが決定されたのである。これは、欧米金融機関がロングターム・キャピタル・マネジメントをはじめ、大手ヘッジファンドの資金調達源になっており、これらヘッジファンドの破綻が即、欧米金融機関全体の危機に繋がるためといわれている。つまり、悪役であったはずのヘッジファンドを先進諸国の金融機関は、その資金運用手段として利用しているのである。

このような状況は、かつて、欧米、そして我が国が、金融子会社などの関連ノンバンクをバイパスに不動産および株式に過剰融資をして、バブルを発生させ、崩壊させたことを彷彿させる。さらに、我が国における大手金融機関の破綻にも同様の構図があったと思われる。現在、我が国はまさしく、その処理で國中が辛酸をなめているのである。

上述のようなヘッジファンドの暗躍という状況の下において、これまで、各国会計基準設定機関は、デリバティブの会計処理に関する基準の制定に力を注いできた。

彼らは、まず、ディスクロージャーの拡充をめざし、デリバティブのリスク開示を行うために開示基準を先行的に公表してきた。しかしながら、デリバティブの根源的な問題は、かかる取引が、オフバランスとして取り扱われることにあり、これを解決するためには、認識および測定基準を制定し、デリバティブをオンバランス化することが必要となる。そこで、近年、漸くかかる認識および測定に関する基準が、各国会計基準設定機関より公表されるに至ったのである。

代表的な基準としては、アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASBと略す。）による金融商品プロジェクトの集大成として1996年6月に公表されたFAS第125号『金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅の会計（*Financial Accounting Statements No. 125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*）』、ならびに1998年6月に公表されたFAS第133号『デリバティブ商品およびヘッジに関する会計処理

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

(*Financial Accounting Statements No. 133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*)』、そして、1998年12月に、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee:以下、IASと略す。)より公表されたIAS第39号『金融商品：認識と測定 (*Financial Instrument: Recognition and Measurement*)』等があげられる<sup>1)</sup>。かかる先行諸基準を参考に、我が国でも、1999年1月22日付けて、企業会計審議会より、『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』が公表されている。

ところで、発生主義会計は、動態論の成立以後、収益費用アプローチという利益観をその立論根拠に置き発展してきた。例えば、我が国の企業会計原則は、かかる収益費用アプローチに基づいて制定されている会計理論(原則)の一つといえよう。ところが、かかる収益費用アプローチに基づき形成される会計の理論体系は、実物財を対象に形成されたものである。つまり、デリバティブ等の金融財に首尾良く対処できるものとは言い難い。

他方、これに相対するものとして、情報利用者の意思決定有用性を目的とした会計理論(原則)が存在する。例えば、FASB概念フレームワークが、これに当たる。そして、このような情報利用者の意思決定有用性を目的とした会計は、収益費用アプローチではなく、資産負債アプローチという利益観をその立論根拠としている。かかる資産負債アプローチに基づき形成される会計の理論体系は、近年の経済事情の影響を多分に受けて形成されたものである。したがって、収益費用アプローチよりもデリバティブ等の金融財に首尾良く対処する可能性を秘めているかもしれない。そこで、本稿では、会計的認識に関する議論を、各利益観の認識プロセスにおいてデリバティブが、どのように取り扱われているのかを検証することで進めて行く。

1) FASBの金融商品プロジェクトの経過に関する概要是、以下の文献を参照して頂きたい。

興津裕康『財務会計システムの研究』税務経理協会 1999年 177頁～179頁参照。

弥永真生『デリバティブと企業会計法』中央経済社 1998年 181頁～247頁参照。

## 2. デリバティブの定義と種類

これまで、各国の会計基準設定機関は、統一的なデリバティブの認識および測定に関する基準を制定することに力を注いできたのであるが、その背景には、デリバティブの急速な生成・発展が重要な役割を果たしているといえよう。なぜなら、先物・スワップ・オプション等の金融商品は、新たな金融商品を開発するための基礎金融商品であり、各国会計基準設定機関が、各種の金融商品ごとに会計基準を設定する速度よりも速く、次々と新たな金融商品が生み出されてきたからである。例えば、先物とオプションを組み合わせた先物オプション、スワップとオプションを組み合わせたスワップション、オプションの上限および下限を定めたキャップおよびフロアなど、デリバティブは、日進月歩の勢いで派生してきたのである。敷衍すれば、急速なデリバティブの生成および発展に伴い会計の理論体系が揺さぶりを受けたといっても過言ではない<sup>2)</sup>。

ところで、一括りにデリバティブといっても、その内容は多種多様である。つまり、デリバティブとは、ある種の金融資産および金融負債の両者を総じた呼称なのである。たとえば、先物やオプションなどの金融商品は、買建ての場合は、金融資産であり、売建ての場合は金融負債である。さらに、スワップは、債務の交換であるので、金融負債の範疇に含め入れられるものであるが、アセット・スワップ（債権の交換）も存在している。そこで、本稿では、デリバティブを次のとく定義しておく。

定義：デリバティブとは、基礎となる商品（原資産）の変数の値（市場価値あるいは指標）によって相対的にその価値が定められるような金融商品をいう<sup>3)</sup>。

2) 古賀智敏「財務会計の概念的基礎」『税経セミナー』第43巻第4号、12頁参照。

3) 企業財務制度研究会『金融派生商品の情報開示に向けての調査研究』財団法人企業財務制度研究会 1994年、56頁参照。

庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

さらに、ここにいう金融商品 (financial instrument) とは、現金、持分証券、または、ある種の契約上の権利および義務をもたらす契約をいい、具体的には、ある企業にとって、金融資産 (financial asset) が生じるのに対し、その相手企業にとって、金融負債 (financial liability) または持分商品 (equity instrument) が生じるような契約を意味している<sup>4)</sup>。以下に、これら金融商品の具体的内容を表 2-1 として提示しておく。

表 2-1 金融商品の類型と具体的な内容

区分	内 容	項 目
金融資産	現 金	現 金
	現金または他の金融資産を他企業から受け取る契約上の権利	売上債権・有価証券・貸付金
	自企業にとって潜在的に有利な条件のもとで他企業と金融商品を交換できる契約上の権利	オプション・先物・スワップ等の購入した権利行使権
	他企業の持分金融商品	他企業が発行した株式・出資証券等
金融負債	現金または他の金融資産を他企業に引き渡さなければならない契約上の義務	仕入債務・借入金・社債等
	自企業にとって潜在的に不利な条件のもとで他企業と金融商品を交換しなければならない契約上の義務	オプション・先物・スワップ等の売却した権利行使義務
持分商品	企業の総資産から総負債を控除した残余財産の持分権を証する契約	発行者側における・株式・出資証券等

(出典：古賀智敏『デリバティブ会計』森山書店 1996年 1月、4 頁参照。)

ここで注目すべきは、金融商品という用語は、デリバティブのみを意味する用語ではないという点であろう。デリバティブとは、あくまでも、先物・オプションおよびスワップなどの第二次的すなわち派生的商品

4) *Financial Accounting Standards No. 105, Disclosures of Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations Credit Risk*, FASB, March 1990, par. 6.

(secondary or derivative instrument) であり、現金、受取債権、支払義務および持分証券などの第一次的すなわち本体的商品 (primary instrument) は、その範疇に含み入れられていないのである。

前述したように、本稿では、デリバティブを会計的にどのようにしてオフバランスとして取り扱うかという問題を、各利益観における認識プロセスとの適合性を検証することで解決して行こうとするものである。しかし、前述のごとく定義されるデリバティブ全般を論じることは、議論の焦点を複雑にする可能性が否めない。そこで、金融資産としてのデリバティブに焦点を絞り、その会計的認識についての議論を進めることにする。よって、以下より、単にデリバティブと表記する場合においても、それは、金融資産としてのデリバティブを意図するものとしておく。

### 3. 収益費用アプローチにおけるデリバティブの認識

デリバティブは、基本的に将来の取引に係わるものであるため、従来の発生主義会計を主体とする会計理論に基づいて作成される貸借対照表には、計上され得ない。つまり、今日までの会計においては、オフバランス取引として取り扱われてきたのである。ここでは、まず、デリバティブの認識について論じる前提として、何故、デリバティブがオフバランスとして取り扱われてきたのかを確認してみる。なぜなら、デリバティブを財務諸表要素として認識するためには、かかる取引が、いかなる理由を以て、オフバランスとして取り扱われてきたのかという根拠を明確にする必要があると思われるからである。なお、前述したように、発生主義会計とは、収益費用アプローチに基づき形成された会計の理論体系である。したがって、本章では、収益費用アプローチにおけるデリバティブの取り扱いを検証することで、そのオフバランスの過程を明らかにしてみる。

#### 3.1. 「実現」および「対応」概念に基づく認識プロセス

収益費用アプローチは、FASB によって1976年に公表された討議資料

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する諸問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定 (An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, 以下, FASB『討議資料』と略する。)』において提唱される利益観である。そのなかで、収益費用アプローチは、収益および費用を鍵概念として財務諸表要素の定義付けを行い、収益実現および費用収益対応の原則を利益測定プロセスとする利益観として説明されている<sup>5)</sup>。

なお、FASB『討議資料』では、かかる収益費用アプローチに基づく認識プロセスに関して、まず、次のような陳述が見受けられる。

「利益測定（最も広い意味での対応）は、二つの主要な段階から成り立っている。

(1) 当該期間における企業のアウトプットないし収益の測定の段階。これは、通常、当該期間に販売されたアウトプットの販売価値を測定することによって行われるが、常にそうとは限らない。

(2) 認識された収益と同一のものとみなされるアウトプットを生産するために費やされたインプットの原価を当該収益から控除する段階

第一の段階は、収益の認識ないし時点決定一時として、実現（パラグラフ18脚注参照）と呼ばれている。—である。第二の段階は、費用の認識一時として、対応（パラグラフ18脚注参照）と呼ばれている。—である。」<sup>6)</sup>

このように、収益費用アプローチにおける認識プロセスとは、まず、収益の認識（実現）からはじめられ、かかる収益獲得に費やされた費用の認識（対応）を行うものである。つまり、収益費用アプローチの認識プロセスは、収益の認識すなわち「実現」と費用の認識すなわち「対応」をその中心に据えているといえる。なお、FASB『討議資料』においては、「実

5) *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB Discussion Memorandum*, FASB, December 1976. par. 38. 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社 1997年 55頁参照。

6) *Ibid.*, par. 40. 津守常弘 前掲訳 55頁-56頁参照。

現」および「対応」は、次のように定義されている。

「実現は、技術的には、非現金的資源および権利を貨幣に変換するプロセスを意味するものであり、財務会計における最も厳密な意味では、現金ないし現金請求権の獲得を目的とした資産の販売を言い表す用語として用いられている。……<略>」<sup>7)</sup>

「対応は、一般に、しばしば、「費用・収益の対応」または「収益・費用の対応」のプロセスとして記述される、期間利益測定のプロセス全体を意味するために用いられている。「実現」はかかる意味に包摂される。対応はまた、費用認識プロセス全般を意味するために用いられている。かかる意味において、期間利益測定は「実現と対応」のプロセスとして記述されている。……<略>」<sup>8)</sup>

このように、FASB『討議資料』では、収益費用アプローチは、通説的発生主義会計として説明され、その認識プロセスの中心に「実現」および「対応」が据えられている。しかし、そこでは、発生主義会計における大原則である発生の原則に関して何らの記述もなされていない。したがって、本稿では、収益費用アプローチの認識プロセスを吟味する手掛かりとして、次に、発生原則の語源である「accrual」が、その文脈上、どのように説明され、また、用いられているのかを明らかにしてみる。

まず、発生原則の原語を意味する「accrual」は、次のように定義されている。

「accrualとは、非現金的な事象および状況をその発生に応じて認識するプロセスであり、正確に言えば、将来、通常現金で受取りまたは支払うことが予定されている金額について、収益・未収入、費用・未支出として認識するプロセスである。つまり、accrualとは、前払・前受すなわち繰延の逆である。……<中略>…… accrualとは、関連した現金の受取または支払が行われるまえに、収益または費用を認識することである。」<sup>9)</sup>

7) Ibid., par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 45頁参照。

8) Ibid., par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 45頁参照。

9) Ibid., par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 45頁-46頁参照。

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

このように「accrual」は、関連する現金の受取および支払が行われる以前に、収益および費用を認識することであり、未収・未払を意味する用語として定義されている。したがって、「accrual」とは、「発生」ではなく、「見越」を意図している。

さらに、FASB『討議資料』では、上述の説明に加えて、「accrual」に関して次のような説明が付け加えられている。

「現行実務における発生主義会計は、たんに見越だけでなく、配分や償却をも含めた繰延を包摂している。」<sup>10)</sup>

つまり、FASB『討議資料』における「accrual」は、狭義における「見越」と広義における時点調整手続の総称<sup>11)</sup>、すなわち「見越」だけでなく「繰延」をも含んだ二つの意味を有するものとして提示されているのである。

なお、同文献では、accrualに包含される「繰延」、「配分」ならびに「償却」は、次のように定義されている。

「繰延は、現金の受取ないし支払（あるいは負債の発生）について、収益ないし費用に対する将来の予想される影響にもとづいて、負債または資産を認識するプロセスである。繰延とは、関連した現金の受取または支払がおこなわれたあとで（あるいは負債が発生したあとで）、収益または費用を認識することである。……<略>」<sup>12)</sup>

「配分とは、ある計画ないし公式にしたがって、一定金額を割り当て、あるいは配布するプロセスである。それは償却よりも広く、償却を包摂する——すなわち、償却は一種の配分のプロセスである。……<略>」<sup>13)</sup>

「償却は、期間的な支払ないし減価を通じて、一定金額を系統的に控除するプロ

10) *Ibid.*, par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 46頁参照。

11) 藤井秀樹「FASB 1976年討議資料の収益費用アプローチに関する検討」『経済論叢』京都大学経済学会 第146巻 第5・6号 8頁参照。

12) *Ibid.*, par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 46頁参照。

13) *Ibid.*, par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 46頁参照。

セスであり、とりわけ財務会計においては、収益ないし費用の認識にもとづいて、現金の受取ないし支払の結果として記録される金額を系統的に減額するプロセスである。……<略>」<sup>14)</sup>

このように、通常、「発生」の語源である「accrual」は、FASB『討議資料』においては、収益および費用の「見越」を意味する用語として用いられているだけでなく、広義においては、「繰延」をもその範疇に包含しているのである。さらに、「償却」は、「配分」に、「配分」は、「繰延」に含み入れられるものであるため、FASB『討議資料』における「accrual」とは、収益費用アプローチにおける時点調整手続の総称としての役割を担うものであることが理解される。

この限りにおいて、FASB『討議資料』において展開される収益費用アプローチは、発生原則を含まない発生主義会計と称されることとなる。しかし、藤井秀樹〔1990〕によれば、FASB『討議資料』で提唱される収益費用アプローチの認識プロセスのなかに、規範としての発生原則の存在を次のごとく論じている。

「FASB 討議資料およびその関連文献においては、取引その他の事象の財務的影響を「当該取引ないし事象が発生した期間」に認識すること、すなわち会計的認識の時点調整思考が、発生主義会計の特質として強調されているのである。そして、もしかりに、かかる特質を「発生原則」として呼ぶことが許されるとすれば（ただし FASB 討議資料およびその関連文献においてそのような呼称が用いられているわけではない）、「発生原則」こそは、発生主義会計における認識プロセスを支配することが出来るであろう。」<sup>15)</sup>

さらに、藤井秀樹〔1990〕では、上述のごとく FASB『討議資料』において見出すことのできる「発生原則」に関して次のとく言及がなされている。

14) *Ibid.*, par. 18, footnote. 津守常弘 前掲訳 46頁参照。

15) 藤井秀樹 前掲論文 11頁参照。

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

「しかし、そのさい留意されるべきは、かかる意味での「発生原則」それ自体は、会計的認識のたんなる規範でしかありえないということである。というのは、そこでいう「発生」(occurrence)の概念が、操作性(operationality)を欠いた曖昧な概念でしかないからである。したがって、「発生原則」にもとづいた会計認識を実践に導くためには、当該認識を操作可能なものにするためのルールが必要となる。収益費用アプローチの認識プロセスに関する FASB 討議資料の一連の陳述は、「実現」および「対応」がまさにそうしたルールであることを示唆しているのである。」<sup>16)</sup>

したがって、ここまで検証の結果、収益費用アプローチにおける認識プロセスは、規範としての「発生原則」を前提とし、ルールとしての「実現」および「対応」、そして時点調整手続としての「見越」および「繰延」という階層構造を有するものであることが理解されよう。よって、次頁に図 3-1 として FASB『討議資料』における収益費用アプローチの認識プロセスを提示してみる。

ここで、かかる図 3-1 における時点調整手続としての「見越」および「繰延」に注目して頂きたい。収益費用アプローチの認識プロセスは、基本的に収益および費用の認識を中心としたものである。つまり、資産、負債、資本などの財務諸表要素は、収益および費用の認識において副次的に認識されてゆくのである。そして、これらの貸借対照表の構成要素の認識が、「見越」および「繰延」の段階でなされるのである。つまり、デリバティブがオフバランスとされる過程は、収益費用アプローチにおける時点調整手続に存在しているのである。

### 3.2. 収益費用アプローチにおけるオフバランスの過程

ところで、図 3-1 は、FASB『討議資料』において説明される収益費用アプローチの認識プロセスを具現化したものであるが、このままでは、発生主義会計における完全な認識プロセスとは言い難い。なぜなら、収入・支

16) 藤井秀樹 前掲論文 11頁-12頁参照。

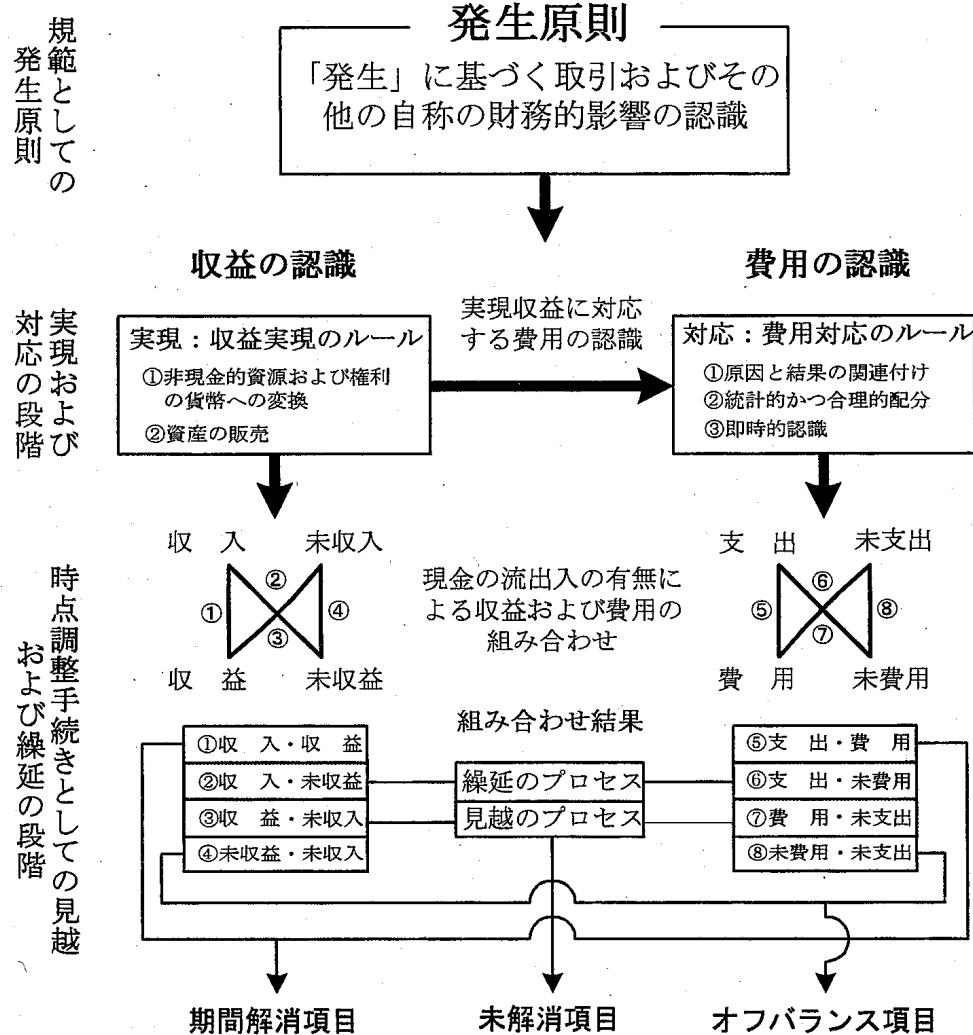


図3-1 FASB『討議資料』における収益費用アプローチに基づく認識プロセス

出の組み合わせが存在していないからである。FASB『討議資料』における収益費用アプローチに関する陳述は、収益と費用を鍵概念とした一つの利益観としての説明に終始徹したものである。したがって、認識プロセスに関する陳述においても、「実現」および「対応」を中心とする収益および費用の認識を中心としたものに限定したものとなっており、期間中における現金収支のみの組み合せである収入・支出について何らの記述もなされていない。

そこで、かかる収入・支出の組み合せをも含みいれた、収益費用アプローチの認識プロセスを呈する会計理論として本稿では、シュマーレン・バッハの動的貸借対照表のシェーマを取り上げてみたい。なぜなら、上述の「見越」・「繰延」に関する陳述に用いられている「未収・未払」ならび

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

に「前払・前受」などの表現は、まさに動的貸借対照表のシェーマーのなかに記述されるものと同一の内容を指し示すものだからである。

したがって、次に、収益費用アプローチに基づく認識プロセスとして動的貸借対照表のシェーマー（資産の部）におけるデリバティブの位置付けを図3-2として提示してみる。

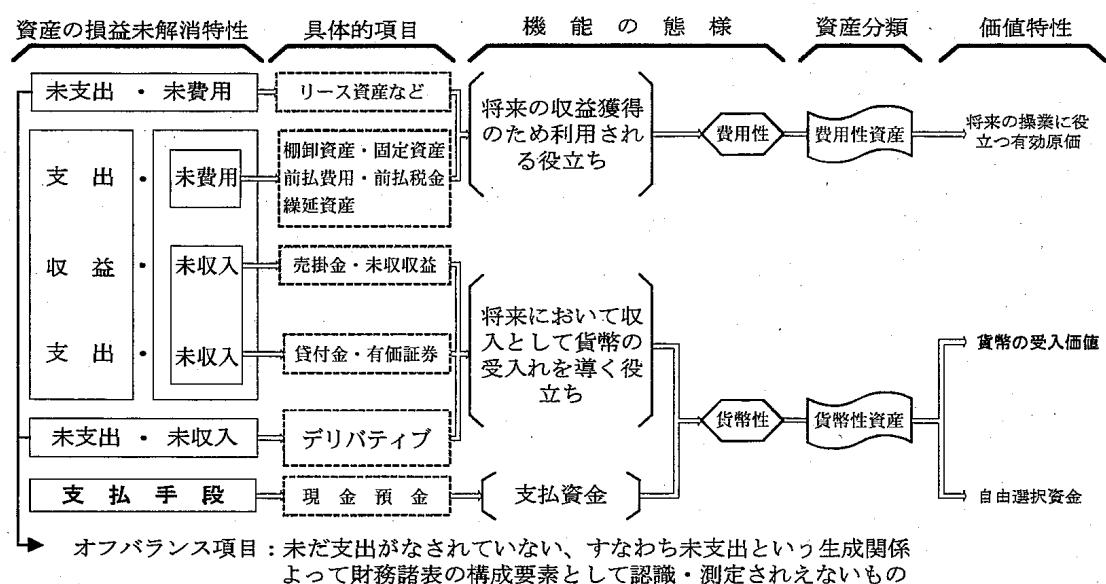


図3-2 収益費用アプローチにおけるデリバティブの位置付け

図3-1においては、デリバティブは、未支出・未収入という組み合せで表されるものであり、未支出すなわち未だ支出が成されていないという生成関係によって、オフバランスとして取り扱われていることが理解される。なぜなら、デリバティブのほとんどは、将来取引を対象にするものであるため、それを購入する契約を締結しても、何らの対価が支出されることがないのである。つまり、すべての財務諸表要素を、収益および費用の認識、すなわち収益実現および費用対応と現金収支との組み合せによって説明を行うため、収益費用アプローチでは、契約時点においては、現金収支の発生することのないデリバティブを認識することは不可能なのである。敷衍すれば、デリバティブのオフバランスという問題は、発生主義会計の名の下に収益および費用の認識（努力と成果の認識：企業の経営成績の認

識), そして, それらの差額としての期間利益(正味成果)を測定することを目的としている収益費用アプローチ, なかんずく動態論会計の内在的な一つの功罪といえよう。

#### 4. 資産負債アプローチにおけるオンバランスの過程

前述の FASB『討議資料』では, 収益費用アプローチに相対するものとして, 資産負債アプローチなる利益観が提唱されている。資産負債アプローチは, 資産および負債の定義を鍵概念として, すべての財務諸表要素の定義を行うことを特徴とする利益観である。また, かかる特徴は, 財務諸表要素の連鎖的体系として表される<sup>17)</sup> ものであり, FASB 概念フレームワークにそのまま継承されている。

ここで注目すべき点は, 資産負債アプローチにおける最も基礎的な鍵概念は, 資産の定義にあるということである。なぜなら, 今一つの鍵概念である負債の定義は, 資産の定義の逆定義になっているからである<sup>18)</sup>。敷衍すれば, FASB 概念フレームワークにおける財務諸表要素の連鎖的体系は, 資産の定義すなわち将来の経済的便益を出発点として構成されているのである。つまり, 資産負債アプローチの下で定義される財務諸表要素は, すべて何らかのかたちで資産の定義に依拠しているのである。なお, FASB『討議資料』は, その討議の結果として資産負債アプローチを利益観として採用することを提示している。この事実を前提に, 次に, 資産負債アプローチを代表する認識プロセスとして, FASB 概念フレームワークにおける認識プロセスについて考察してみる。なぜなら, FASB『討議資料』は, FASB 概念フレームワークを制定するための諮問資料として作成されたものであり, その中心的理論のほとんどが, FASB 概念フレームワークに継承されているからである。特に, 資産負債アプローチは, FASB の構築する会計

17) 藤井秀樹「アメリカ会計原則における測定問題と FASB 概念フレームワーク(1)」『産業経理』第56巻第2号, 1996年93頁参照。

18) 広瀬義州『会計基準論』中央経済社, 1995年, 150頁参照。

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

理論を根底から支える会計思考として FASB 概念フレームワークに色濃く受け継がれている。

### 4.1. 各種認識規準に基づく認識プロセス

FASB 概念フレームワークにおける認識とは、ある項目を資産、負債、収益、費用、またはこれらに類するものとして企業の財務諸表に正式に記録するかまたは記載するプロセスである<sup>19)</sup>。そして、かかる認識プロセスにおける基本的な認識規準として「定義」・「測定可能性」・「目的適合性」・「信頼性」の四つが提示されている。

表 4-1 FASB 概念フレームワークにおける認識規準

定 義	当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること。
測定可能性	当該項目が十分な信頼性をもって測定でき、かつ目的に適合する属性を有すること。
目的適合性	当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼし得ること。
信 頼 性	当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること。

そして、かかる四つの認識規準をプロセスとして図 4-1 として体系化してみる。

図 4-1 で明らかなように、資産負債アプローチに基づいた認識プロセスは、収益費用アプローチのそれとは全く異なっている。つまり、資産負債アプローチにおける認識プロセスは、収益および費用の認識、言い換れば、「実現」および「対応」と現金収支との関連によって財務諸表要素を決定するものではなく、四つの認識規準を満たし得るものと財務諸表要素としてオンバランスするプロセスなのである。

19) *Statements of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984, par. 1. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訳新版〕』中央経済社, 1994年, 210頁参照。

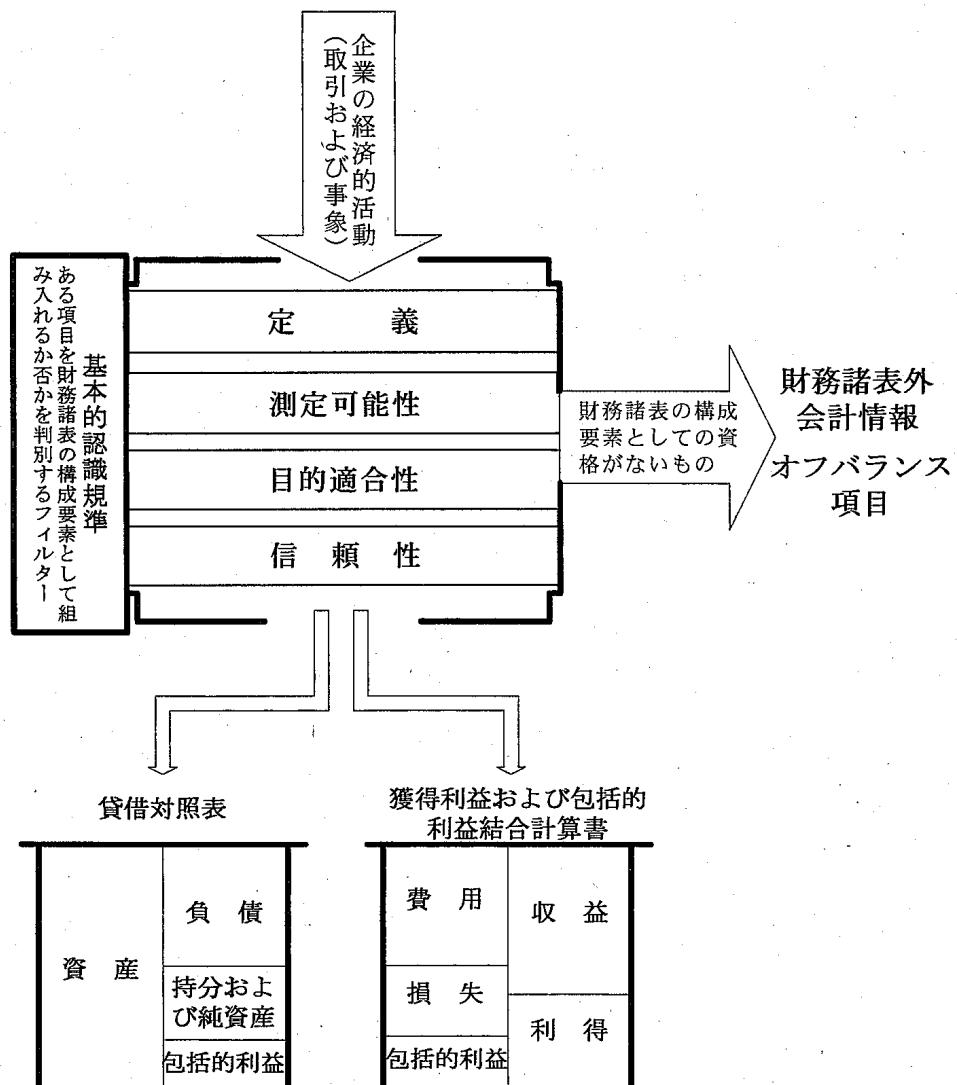


図4-1 資産負債アプローチに基づく認識プロセス

#### 4.2. 資産負債アプローチにおけるオンバランスの過程

ここで、図4-1において表されている第一番目のフィルター、すなわち、定義に注目して頂きたい。デリバティブを資産として認識し、オンバランスとして取り扱う可能性は、かかる定義の中に存在しているのである。なぜなら、デリバティブは、公正価値によって測定可能であり、かつ、リスク管理という目的も十分存在している。したがって、「測定可能性」ならびに「目的適合性」なる認識規準を満たしているのである。さらに、デリバティブは、市場において売買されるものであるため、かかる取引に関する情報は市場によって「信頼性」が保証されてもいるのである。つまり、デリ

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

バティブをオンバランスするためのポイントは、残された認識規準、すなわち「定義」に存在しているのである。

周知のごとく、FASB 概念フレームワークにおける資産とは、次の三つの特徴を有すべきものとされている<sup>20)</sup>。

- (a) 資産は、単独でまたは他の資産と結びついて直接または間接的に将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有する、発生の可能性の高い将来の便益であること。(将来の経済的便益)
- (b) 特定の実体が、その経済的便益を獲得することができ、その便益に他の実体が接近するのを支配すること。(特定実体による支配)
- (c) その便益に対する実体の権利または支配を付与する取引その他の事象がすでに発生していること。(過去における取引の発生)

これら資産の特徴すなわち資産の定義の三要件に鑑み、デリバティブの資産性を検証した場合、デリバティブは、(a)将来の経済的便益および(b)特定実体による支配については、十分その要件を満たしているといえる。しかし、(c)特過去における取引の発生という要件については満たしていない。なぜなら、デリバティブは、将来の取引にかかる権利および義務の売買、すなわち契約でしかなく、取引の発生はなされていないのである。

そこで、FASB ならびに IASC のデリバティブに関する認識および測定に関する基準では、デリバティブの認識に対して、従来の「過去における取引の発生」という要件を、「過去における契約の発生」に変更し、デリバティブの認識を可能ならしめたのである。つまり、各国の会計基準は、契約アプローチを採用しているのである<sup>21)</sup>。このような契約アプローチを採用した場合の資産負債アプローチの認識プロセスにおいて、デリバティブは、図 4-2 の過程を経てオンバランスすなわち資産として貸借対照表に計上されることとなる。図 4-2 として提示しておく。

20) *Statements of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements a replacement of FASB Concepts No. 3*, FASB, 1985, par. 26. 平松一夫・廣瀬義州 前掲訳、297頁参照。

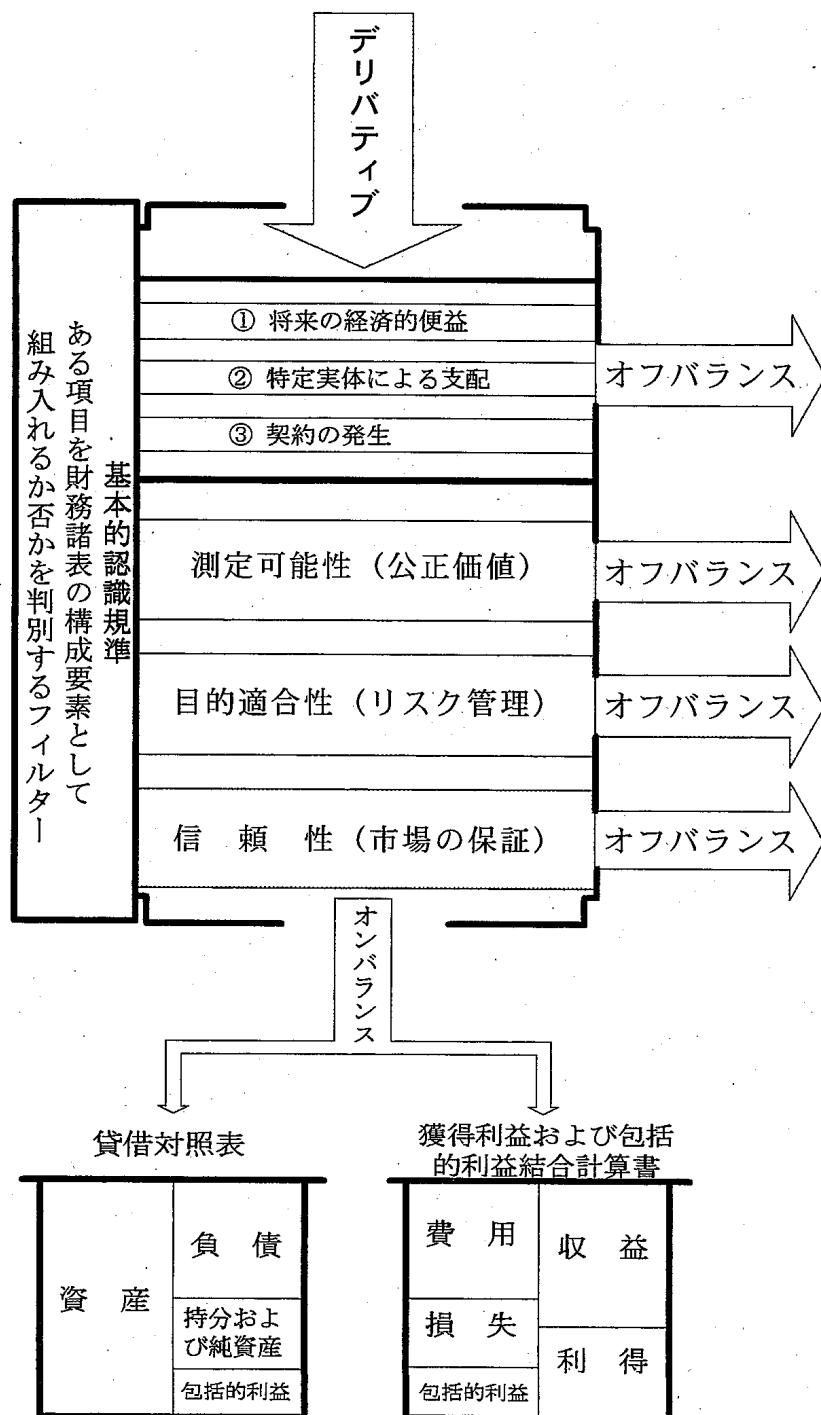


図4-2 資産負債アプローチにおけるデリバティブの認識プロセス

## 5. 結びに代えて

本稿では、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチという利益観の観点より、デリバティブの認識に関する検証を試みた。その結果、今

## 庄司：デリバティブの会計的認識に関する一考察

日まで、デリバティブがオフバランスとされ、資産として認識され得なかつた根拠を、FASB『討議資料』における収益費用アプローチの認識プロセスを検証することで確認し、動的貸借対照表のシェーマーを吟味することによって証き明かした。それは、収益および費用の認識、すなわち「実現」および「対応」を中心とした認識プロセスのなかの時点調整手続としての「見越」および「繰延」の段階で、副次的産物として貸借対照表項目を認識する収益費用アプローチ、言い換えれば、動態論会計の内在的な欠陥であった。そこで、FASB概念フレームワークを例題に、今一つの利益観である資産負債アプローチの認識プロセスの構造を吟味した。資産負債アプローチは、「定義」、「測定可能性」、「目的適合性」、「信頼性」という四つのフィルターによって構成されるものであり、デリバティブをオンバランス化するポイントは、「定義」のなかに存在していた。

資産負債アプローチを概念フレームワークの基本的会計思考として採用しているFASBおよびIASCは、デリバティブの認識および測定に関する基準の制定において、第三の資産の特質である「過去における取引の発生」を「過去における契約の発生」に変更すること、すなわち契約アプローチを採用することによって、デリバティブのオンバランス化を可能ならしめたのである。したがって、器である概念フレームワークと内容物であるデリバティブの認識および測定に関する基準の整合性が確保されている。

一方、我が国の会計制度は、収益費用アプローチに基づくものである。本年1月に企業会計審議会から公表された意見書では、契約アプローチを採用する旨がのべられているが、資産負債アプローチを採用していない関係上、器と内容物のアンバランスが否めないという問題を孕んでいる。

FASBおよびIASCのような整合性のある基準を確立するには至っていない。

## 参考文献

*An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and*

*Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB Discussion Memorandum, FASB, 1976.* —津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社 1997年。

*Financial Accounting Standards No. 105, Disclosures of Financial Instruments with Off-Balance-sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations Credit Risk, FASB 1990.*

*Financial Accounting Statements No. 125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities, FASB, 1996.*

*Statements of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 1984.* —平松一夫・廣瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訂新版〕』中央経済社 1995年。

*Statements of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements of replacements of FASB Concepts No. 3, FASB, 1985.* —平松一夫・廣瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訂新版〕』中央経済社 1995年。

興津裕康「資産・負債アプローチと貸借対照表能力」『松山大学論集』第5巻第4号, 1993年。

興津裕康『財務会計システムの研究』税務経理協会 1999年。

企業財務制度研究会『金融派生商品の情報開示に向けての調査』財団法人企業財務制度研究会 1994年。

古賀智敏「財務会計の概念的基礎」『税経セミナー』第43巻4号。

古賀智敏『デリバティブ会計』森山書店 1996年。

武田隆二「オフ・バランスの類型と資産化能力」『企業会計』Vol. 40 No. 12, 1988年。

武田隆二「資産概念の拡張と能力概念」『企業会計』Vol. 40 No. 10, 1988年。

田中建二『オフバランス取引の会計』同文館 1991年。

土方 久『貸借対照表能力論』税務経理協会 1993年。

廣瀬義州『会計基準論』中央経済社 1995年。

藤井秀樹『現代企業会計論』森山書店 1997年。

藤井秀樹「FASB 1976年討議資料の収益費用アプローチに関する検討」『経済論叢』第146巻第5・6号, 京都大学経済学会, 1990年11月・12月。

藤井秀樹「アメリカ会計原則における測定問題と FASB 概念フレームワーク(1)」『産業経理』第56巻第2号, 1996年。

藤井秀樹「アメリカ会計原則における測定問題と FASB 概念フレームワーク(2)」『産業経理』第56巻第3号, 1996年。

弥永真生『デリバティブと企業会計法』中央経済社 1998年。